

第6回情報保全諮問会議 議事要旨

1 日時

平成29年4月24日（月）午後6時00分から午後6時55分までの間

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

（構成員）

宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
老川 祥一（座長）	読売新聞グループ本社取締役最高顧問・主筆代理・国際担当 読売巨人軍取締役オーナー
塩入 みほも	駒澤大学法学部准教授
清水 勉	日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員
住田 裕子	弁護士
永野 秀雄（主査）	法政大学人間環境学部教授
南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長

（政府側）

安倍内閣総理大臣
金田国務大臣
野上内閣官房副長官
杉田内閣官房副長官
柴山内閣総理大臣補佐官
盛山内閣府副大臣
井野内閣府大臣政務官
北村内閣情報官
岡田内閣情報調査室次長

4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について
 - ア 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）の概要（資料1）
 - イ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）（資料2）
 - ウ 有識者からの意見（資料3）
 - エ 国会報告（案）の目次対比表（資料4）
- (2) 今後の主なスケジュール（資料5）

5 議事概要

(冒頭座長挨拶までカメラ撮りあり。)

(1) 冒頭、安倍総理大臣から概要以下のとおり挨拶を行った。

- 平成26年12月に特定秘密保護法が施行されてから2年余りが経ち、この間、我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増している中、例えば、北朝鮮のミサイルの動向に関して、米国等から非常に機微にわたる情報がより多く得られるようになるなど、米国を始め、諸外国との連携がよりスムーズに行うことができるようになったと実感している。
- この法制度の創設により、我が国の情報管理について、諸外国からの信頼が高まったからであろうと考えており、信頼性を保持するためにも重層的なチェック体制の機能を十分に活かしながら、細心の注意を払って、法の適正な運用に努めてきた。
- 今回3回目となる国会報告は、法の運用状況を、継続的に、分かりやすい形で国民に公表し、秘密の取扱いの客観性と透明性を向上させ、特定秘密の指定等の適正を確保する上で極めて大切なものである。本日、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思う。
- 政府としては、今後とも、皆様を始め、多くの方々から様々な御意見を賜りながら、法の適正な運用を徹底してまいりたい所存である。

(2) 老川座長から概要以下のとおり挨拶を行った。

- 特定秘密保護法が施行されて2年余りが経過し、法律の運用も軌道に乗ってきたのではないかと考えている。
- 昨年4月の諮問会議からこれまでの間、恣意的な特定秘密の指定といった重大な事案はなかったと認識しているが、内閣府の独立公文書管理監から初めてとなる是正の求めがあり、また、衆・参両院の情報監視審査会においても様々な指摘があった。それを踏まえて一定の特定秘密について指定が解除されたということも伺っている。
- こうした点については法律の運用に対するチェック機能がしっかりと働いているということもいえ、この点は評価できると思う。他方、この法律は、制定時以来、国民の間で様々な意見が寄せられたものであり、そのことを考えると、政府においては、特定秘密の指定や適性評価などが運用基準に沿って適正に行われるように、今後とも遺漏無きようお願いしたい。
- 第3回目の国会報告について議論をするわけだが、法律の運用の透明性を確保する上で極めて重要なものなので、我々委員も、しっかりと政府に意見を申し述べてまいりたい。

(3) 老川座長の挨拶終了後、公務のため、安倍総理大臣は退室した。

(4) 北村内閣情報官から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について説明を行った。

(5) 出席者から概要以下のとおり発言があった。

(国会報告の案に関する意見について)

- 報告書の19ページに国家安全保障会議が特定秘密を指定していることについて書かれているが、20ページの表7では、特定秘密が記録されている行政文書の保有状況は0となっている。これは、国家安全保障会議が指定した特定秘密についての記録は国家安全保障会議自身ではなく、その事務局である内閣官房で保有しているからである。ただこの点は一般の方がこれを見たときに非常に分かりにくく、疑問を持つのではないかと思い、19ページの注26に、その趣旨を整理いただいた。
- 6ページの4(2)アに関して、指定の解除についての報告に記載があるが、私ども委員にはその理由について説明いただいているが、報告書の方にはその理由が書かれていない。その理由についても記載すべきではないかということ意見を意見させていただき、その旨後から記入していただいた。
それから7ページのウについてであるが、有効期間についての延長のところどころこちら理由が書かれていないので、その理由を明記した方がよいのではないかと意見を出したところ、脚注の方に記載いただいた。
また、15ページ5(1)オについてだが、指定を解除すべき条件の設定について書かれているが、現時点では全て総務省だけで、他省では指定を解除すべき条件について設定しているところがないということで、そのような状況に少々疑問を感じたため、その点について、指定を解除すべき条件が本当はないのか、各機関で、今一度これについて検討いただきたい。
- 4ページから5ページ、6ページにかけて、「外国の政府等」と、それから「外国政府」等の言葉の使い方がどうも内容的に同じではないかとの印象を持ち、違う表記で同じ意味を指している場合は、その表記を揃えていただきたいとお願いをし、反映をしてもらっている。
二点目としては、6ページで、防衛省、防衛装備庁の特異な言い回しとして、「見積り」という言葉があるが、他の省庁ではこの言葉は使っていないので、防衛省、防衛装備庁がこの言葉を使うこと自体は良いと思うが、他の省庁と共通する言葉があるのであれば、これを使った方が、読んだ方もわかりやすいということで、反映いただいた。
秘密指定の解除ということについて私も指摘したが、これはどういうことを言いたいかということ、単に理由を書くということだけではなく、担当者は2年3年の異動で変わっていくと思うので、それまでどういう理由で指定を解除したのかということが分かった方が、後任者もこれと同じような該当理由であれば解除していいという判断がしやすくなる。このため理由を簡単でもいいので指摘した方が、指定をしている行政機関においても、国会、国民においても、分かりやすくなるのではないかと思う。
- 本報告書案は、第5回情報保全諮問会議の有識者の御意見が全面的に反映され、非常によい物となったというふうに考えている。また、御発言いただいた3名の委員の先生方から述べていただいた御意見もきちんと反映されており、非常に分かりやすいものになっていると考えている。

(法律の運用状況に対する意見等)

- 記録された文書がない、つまり、あらかじめ指定しておいたが、情報が入ってこなかったから解除した、というケースがいくつかある。それはそれで法律的には問題ないが、そのことだけだと何でもかんでもあらかじめ指定しているというような誤解を招くおそれがある。運用上、情報が入った時点で指定をすとか、何か工夫できないかなというのが一つである。

もう一つは、特定秘密の指定は5年、他方で公文書管理法の指定は、廃棄までの期間がそれよりは短い、というケースがある。法律的にそういう仕組みになっているのだから、法律上何の問題もないわけだが、公文書管理法上3年で廃棄していいものであれば、特定秘密の指定も内容によっては3年にするなど、ズレが目立たない方がいいのではないか、その辺の問題が生じないような運用をお願いしたい。

- 前回の会議で、「適性評価が恣意的でないことを明らかにする観点から、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由を個人のプライバシーにも配慮しつつ、可能な限り明らかにするよう努めるべき」と申し述べたが、それに対し、政府側から、「個人のプライバシーに配慮しつつ、透明性を確保するという一方で、何ができるかということを検討してまいりたい。」とその場で御返答いただいた。今回の報告の中では、適性評価の結果、秘密を漏らすおそれのある人はいなかったということで、その理由を報告書上記載する機会がなかったことと思うが、前回の意見を踏まえて、適性評価の結果に恣意性がないことを明らかにする手立てについて、引き続き検討いただきたい。

二点目について、他の委員も述べていたが、特定秘密の指定の有効期間について、5年が多すぎると感じる。前回もその点について「運用基準の精神に基づいて、今後各行政機関においてより厳密に検討されていくべき」と述べさせていただいた。今回は5年未満が5件、しかも5年未満の有効期間を設定した官庁も限られて2省庁だけであることから、有効期間は5年を標準的な期間として運用していると思ってしまう。必要最低限の期間を設定し、本当に必要があれば延長していくという形が正しいという考え方から、政府においては、適正な運用が行われるよう関係省庁に改めて徹底していただくようお願いする。

最後に指定を解除すべき条件について、これも前回申したが、「指定を解除すべき条件の設定件数が増えることを望む。災害時の住民の避難等、国民の生命及び身体を保護する観点から公表の必要性のある場合には適正に指定を解除すべき」という意見を申しているが、今回は指定を解除すべき条件を設定している機関が5件とのことで、しかも全て「在日米軍より、特段の扱いを求められなくなった時」と前回と一緒である。何が起こっても解除しないと見えてしまうことがあってはいけない。政府側においては、より適切な解除設定がなされるよう関係省庁に改めて徹底していただきたい。

この三点が前回の発言と繰り返しとなるが、大変重要なポイントなので改めてお願いしたい。

- 去年も同じ意見を言ったが、特定秘密保護制度は、一部の人たちが厳密

に特定秘密を管理して国民一般に見せない形で運用する仕組みであるから、国民には見せない以上は厳密に運用しているというところを示さないといけない。秘密を認めないという考えではない。緊急課題があり国民一般に公表できない秘密があるというのは承知できる。そうであるだけに特定秘密が、量的に過剰になってはいけないし、パフォーマンス的にも過剰になっていないという対応をするよう努力していただきたい。

秘密指定ができる行政機関が20あり、そのうち指定をしていない、管理をしていない行政機関が9ある。20のうち9は非常に多い。しかも3年間指定が0というのは、一見すると特定秘密を扱う行政機関が水増しではないかと受け取れる。附則で5年経過後に見直しとあることから、今から増やすのではなく、絞り込んで運用しているという姿勢を見せてこそ、この制度の信頼は高まる。まだ施行後3年だが、慎重な扱い、指定についても駆け込み的な指定がないように厳格に行っていただき、他方で、11機関が特定秘密を管理する状態が6年目も続くのであれば、それはそれであり得ることである。それが、これまで0だった行政機関が新たに指定したとなると、これまでに扱ったことがない情報を扱うことになるということだからかなり特殊なケースである。今現在、特定秘密の保有数が0のところは謙抑的に運用していると理解できる。これからも、その姿勢を続けて、見直しの時には、特定秘密を管理する行政機関から一旦降りていただくことをお願いしたい。

もう一つは、特定秘密として文書・データはなく、記憶だけに残っている状況下での秘密指定ということが問題になっていた事案があった。今日の資料の31ページに条文が出ているが、3条2項は特定秘密の指定の表示の仕方について規定している。1号と2号があるが、2号は当初の原案にはなく、私が自民党の勉強会で提案したものだ。文書化されていない段階でも特定秘密に指定すべき情報があるはずだから、それを特定秘密に指定して、その後、文書化したときに1号による表示をして組織で共用するという考え方で提案した。そうしないと、特定秘密の指定と、行政機関の中での共有がうまく連携しない。2号による表示は1号による表示をする前の、ごく限られた期間だけのものである。指定解除された場合、廃棄された場合には、特定秘密保護法上の特定秘密として保護すべき対象は存在しなくなっている。記憶に残っている内容は公務員法上の守秘義務の問題になることはあっても、特定秘密の漏えいの問題にはならないと理解していただきたい。

- 初めて、内閣府独立公文書管理監から是正の求めがなされた。このような監察の結果が出されたことから、重層的なチェック体制が機能していると評価できる。

中身を見ると、特定秘密にあたる情報が現存せず、今後も出現する可能性がないということが判明したということだが、これに関して、各委員からも御意見が出ておおり、今後もこのような形で厳重なチェックをしていただくことは必要であろうと考える。

これに関連してもう一点、今回指定する可能性がないものを解除した件

は、保護すべき情報が出現していないか、文書がない状態のものであった。今回は、特定秘密を保護する必要性がないという形での指定を解除した案件はなかった。まだ2年目ということもあるが、これから2年3年と相当年数が経過して秘匿の必要性がなくなったことによる解除という案件に関し、今後、なお、鋭意、点検、検討をしていただくことを期待している。

- あらかじめ指定の件について、今回解除された特定秘密があると思うが、独立公文書管理監からは是正の求めがあった件もあるし、衆議院情報監視審査会からも各委員の御意見が出ているし、資料3の方にも各委員からいろいろな御意見が出ている。このあらかじめ指定することについては、やはり今後明確なルール化ということを定めていく必要があるのではないかと考えている。
- 二点だけ御意見が分かれたところがあった。一点目は、特定秘密の指定権限を有する20行政機関のうち、これまで指定を行ってこなかった行政機関が9機関存在し、5年経過後の見直しの時点でも指定がなければ、その後の指定権限はない方向でよいかという点である。私は5年のときの見直しの時点で、それまで特定秘密を指定してこなかった当該行政機関から、当初想定した特定秘密を指定すべき事態はこれまで起こらなかったものの、それ以降も指定権限を維持するのであればその理由について、文書等で提出してもらい、我々がここで意見を言う機会を設けてもらえればありがたいと考えている。

それから二点目は、具体的な情報の出現前に、あらかじめ指定することについては、なるべく出現が確実な場合に限ったほうがよいかという点である。確かに毎年ルーティーンのように特定秘密を指定することには問題があると思うが、例えば外国からのテロリズム防止関連の人的情報が来るだろうと考えていても、相手の制度もあることなので、来ないということも考えられる。毎年ルーティーンのように特定秘密を指定し続けるということは、確実性という点では問題があると思うが、実際、非常に秘匿性の高い情報が来る可能性の高いものについては、決裁の関係等もあるので、一定の行政裁量が働いてもよいのではないかと考える。その代わりに、このような指定については、実際に想定した情報が出現しなかった場合には、すぐに解除するということを徹底してやってほしいと思う。国会等の第三者機関から指摘を受けて解除しましたというような報告では、この運用に国民から疑問が生じかねないので、注意していただければと考えている次第である。

(6) 事務局から委員の発言に対して、概要以下のとおり回答した。

- あらかじめ指定、それから、文書の存在がない指定について、特定秘密のうち、行政文書がないものについては、例えば、特定秘密の指定が恣意的に行われているとの誤解を招くことのないよう、適切な対応を期待したいとの御意見があった。これについては、衆議院の情報監視審査会からも、より適切な規定を定めることなどを求める御意見があったところである。委員の皆様や審査会からの御意見を真摯に受け止め、一つは、情報の出現

が今後とも見込まれないものについては、指定を解除するという措置をとらせていただいた。

もう一つ、情報としては存在するけれども文書化されていないものについては、急ぎこれを文書化するというので、各省庁において対応をしたところである。あらかじめ指定についてであるが、委員から様々な御意見をいただいたところであり、衆議院の情報監視審査会の今年の年次報告書においても、政府に対する御意見をいただいている。今後の対応方針については、政府で検討することにしており、当面は各行政機関において、法律の規定に従って、特定秘密の指定が適正に行われるよう努めてまいりたいと思う。

- 有効期間の関係で御意見をいくつかいただいた。一つは、ほとんどの特定秘密の有効期間が5年となっているということである。これについては、有効期間は原則5年というわけではないというのは委員御指摘のとおりである。この点運用基準では、情勢変化の見通しを勘案し、指定理由を見直すにあたって適切と考えられる最も短い期間を定めるということにされている。御指摘を踏まえ、改めて各行政機関における検討を促したいと考えている。
- 指定を解除すべき条件の設定については、総務省が指定した秘密以外には他に見られないという御指摘があったが、この点については、昨年関係省庁に検討を依頼したところであるが、結果的には、新たに設定されたものはなかったということである。関係機関に本日の議論を改めて伝えた上で、設定の要否について改めて検討させていただきたいと思う。
- 指定権限を有する行政機関の関係で御指摘があった。20の行政機関のうち、過去3年で特定秘密を指定したことがないものが9機関も存在するというような御指摘である。これについては、法施行から5年を経過した後における特定秘密の指定権限を有する行政機関の範囲の見直しにおいて、今後検討してまいりたいと思う。その際に理由の説明をとということであるので、これについても、検討させていただきたいと思う。
- 将来の指定の解除であるが、施行されてからこれまで具体的な情報や文書があるのに指定を解除された案件はないということは御指摘のとおりであり、今後、時の経過に伴い、秘匿の必要性をめぐる状況が変化し、指定を解除するというケースもあり得るものと、私どもも認識している。そのような場合に、法の規定に従って適切に指定の解除がなされるよう、配慮してまいりたいと考えている。
- 適性評価に関して、プライバシーに配慮した上で、適性評価が恣意的に行われていない、ということをはっきりと明らかにするよう検討すべしという御意見をいただいた。正に、今回の報告の対象の中には、適性評価の結果として扱いを認められなかったというものもなかったが、今後そういうケースが出てくることもあり得るだろうと考える。御意見を踏まえ、検討してまいりたいと思う。

(7) 最後に、老川座長から発言があった。

- ただ今委員の皆様から様々な御意見をいただきましたが、これらをよく踏まえ、適切に対応していただきたいと思います。また、私自身は新聞社、報道機関に勤務している立場上、コメントをさせていただきたいのだが、これまでのところ、この法律によって、従来の取材活動に大きな問題が生じているということはないと認識をしている。政府におかれては、報道の自由への配慮は、法律並びに運用基準に引用されているところであるので、こういったことを重く受け止めて、報道機関からの信頼を損なうことのないよう、取材に対してはこれまでと同様、丁寧な対応を行っていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

(8) 北村内閣情報官から今後のスケジュール等について説明し、以下のとおり確認した。

- 国会への報告については、5月中旬頃を予定しているところである。
- 本日各先生方より賜った御意見については、事務局で整理をした上、後日先生方に御確認をいただいた上で、国会報告に記載する予定である。
- その後、国会における閣議決定を行い、国会に報告・公表することを考えている。また本報告は、国会の情報監視審査会に対しても報告することとなっており、その際は、運用基準に従い、特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付して、提出をする予定である。
- 次回の諮問会議については、御議論を踏まえ、座長と御相談の上、日程を決定したいと考えている。

(9) 閉会に当たり、金田国务大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。

- 特定秘密保護法の施行から2年余り経った。前回の国会報告以降、内閣府独立公文書管理監からの意見や是正の求めなどがあり、また、衆・参両院の情報監視審査会における調査も行われた。これらを受け、関係行政機関において特定秘密の指定の解除も行われたところであり、内閣保全監視委員会委員長である私からも、本日の会議に先立つ4月20日に開催した内閣保全監視委員会等において、関係行政機関に対して特定秘密保護法の適正かつ円滑な運用に努めるよう改めて徹底した。
- 委員の皆様方から3回目となる国会報告の案に関し、法の運用の透明性を一層高めていくために有益な様々な御意見をいただいた。国会報告に適切に反映し、国民皆様の理解の一層の増進に努めていきたいと考えている。
- 法の運用の適正を確保するための貴重な御意見も賜った。各行政機関と共有し、法の適正な運用を徹底してまいりたいと思う。
- 引き続き、委員の皆様方の御意見を伺いながら、担当大臣として本法の実効的かつ適切な運用に努めてまいる。
- 委員の皆様方におかれては、今後とも御協力賜るようよろしく願いたい。

(以上)